

2026年度労働基準監督官採用試験
採用に関するFAQ

1. 採用面接について

問1 第1志望の労働局の採用面接は、初日（8月13日）に受けた方が有利になりますか。

（答）第1志望労働局については、8月13日、8月14日又は8月17日のいずれかにおいて希望者全員が採用面接を受けることができ、採否については、8月17日までに通知することとなっておりますので、初日の8月13日に採用面接を受けた方が有利になるといったものではありません。

問2 第1志望の労働局の面接日程が確定するのはいつになりますか。

（答）採用面接登録票で記入いただいた第1希望の回次・開催日から変更をお願いする場合には、8月12日の最終合格発表後速やかに第1志望労働局から連絡をする予定となっているため、採用面接日程が確定するのは、最終合格発表後すぐということになります。

第1希望の回次・開催日から変更がない場合には、第1志望労働局から改めて調整の連絡はしません。「採用面接登録票」の提出後に、第1希望の回次・開催日を変更する必要がある場合は、最終合格発表後、第1志望労働局に直接連絡し、変更の可否を確認してください。

問3 第2志望以下の労働局への採用面接の申込はどうすれば良いですか。

（答）第2志望以下の労働局へ採用面接の申込を行う場合は、最終合格発表日以降、随時、電話などにより各労働局総務部総務課へ直接申し込んでください。

第1志望の労働局と異なり、「採用面接登録票」への記載をもって面接が実施されるものではありませんので、自発的にお申し込みいただくようお願いいたします。

問4 採用面接は、第1志望の労働局から志望順位が高い順に受ける必要がありますか。

(答) 必ずしも志望順位が高い順に採用面接を受ける必要はありません。
各労働局の採用面接の空き状況等によっては、第1志望の労働局よりも第2志望以下の労働局の採用面接を先に受けることもあり得ます。

問5 第1志望労働局の採用面接の日程が、初日の8月13日から変更になった場合、初日の8月13日に第2志望以下の労働局の採用面接を受けることは可能ですか。

(答) 初日の8月13日に第2志望以下の労働局の採用面接を受けることは可能です。

8月12日の最終合格発表以降、第2志望以下の労働局への採用面接の申込みが可能となりますので、第2志望以下の労働局に対して、電話などにより採用面接の申込みの連絡をしてください。

また、採用面接の申込み状況等によって、第2志望以下の労働局から採用面接の申込みを勧奨させていただく場合もありますので、ご承知置きください。

問6 複数の労働局から内々定を得た場合はどうなりますか。

(答) ご本人の希望次第ですが、原則、志望順位の高い労働局の内々定が優先されます。内々定を断る労働局には、辞退する旨を必ずご連絡ください。

2. その他

問1 大学院に在学中ですが、最終合格した場合、採用を一旦保留して、2028年度に採用してもらうことはできますか。

(答) 2028年度の各労働局の採用予定者数等にもよりますので、現時点で、2028年度の採用が可能かどうかのお約束はできませんが、可能な限り、各労働局の採用予定者数の範囲内で採用したいと考えています。

なお、その際は、2027年度に各労働局の採用面接を受けていただくこととなります。2027年6月頃に厚生労働省労働基準局総務課人事係より意向を調査しますので、その際に採用面接の希望の有無等をお伝えください。

なお、第2次試験当日の終了時に提出していただきます「採用面接登録票」と「志望カード（労働基準監督官）」について、2027年度の採用を希望されない場合、採用面接登録票は「1」欄と「2」欄の記入は不

要です。その代わりに、欄外の余白に「2027年度の採用は希望しない」旨を記入してください。また、「志望カード（労働基準監督官）」は提出不要です。

問2 既卒で民間企業の経験がありますが、新卒の方が採用されやすいといったことはありますか

(答) 新卒、既卒のどちらかによって、採用されやすいといったことはありません。労働基準監督官の業務においては、民間企業での経験が活かせる場面が多々あります。

問3 労働基準監督官の試験区分がAとBで、採用された後の職務の違いはありますか

(答) 違いはありません。本人の能力や適性、定員状況等に応じて配属先を決めております。